

令和元年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示98号

令和元年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月20日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年9月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和元年第3回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月6日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

8番 三 好 郁 雄 9番 白 川 正 樹

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、三好郁雄君、9番、白川正樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

1番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 皆さん、おはようございます。1番、鈴木崇容です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問に進みたいと思います。前回の6月定例会に続き、今回、9月定例会も一般質問でトップバッターを飾ることができました。非常に光栄であります。何分、ふなれなものですから、恥ずかしくない質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

さて、ことしも非常に暑い日が続きました。昼間は猛暑、酷暑、そして夜は熱帯夜と、本当に暑い日の毎日でした。全国各地でも熱中症で毎日のようにたくさんの方が病院に搬送されました。そして、何人ものとうとい命が失われました。去年はまんのう町でも1の方が熱中症でお亡くなりになりました。ことしは幸いにも熱中症で亡くなられた方はいません。本当にいいことです。

また、ここ最近の気温では、少しづつ暑さも和らぎ、朝晩は寒いと思われる方もいると思います。本当に間近に秋が来たなと感じる日があります。でもまだまだ皆さん健康管理には気をつけて、しっかりとこの少し暑い日を楽しんでいただきたいと思います。

では、本題に進みたいと思います。

今回の一般質問は大きく二つ行います。

まず一つ目は、介護支援ボランティア活動とポイント制度の大切さです。これは、私が最近ちょこちょこボランティア活動をしていただいている方のところに顔を出し、そして声を聞き、身近に思うことの一つです。

二つ目は、防災についてです。これは、昨年12月定例会で私が一般質問で聞いたことです。そして、さらなることをお聞きしたいと思います。

では、始めます。

介護支援ボランティア活動とポイント制度の大切さについてです。

現在、まんのう町には介護支援ボランティアのポイント制度はありません。香川県にはお隣、綾川町、また、小豆島の小豆島町、この2カ所にしか今はありません。私はこの制度がまんのう町にもあればいいと思い、この2町に出向き、担当者の方に詳しい内容、その他をお聞きしました。長時間にわたりたくさんのお話を聞きました。話を聞けば聞くほど、まんのう町にもこの制度の大切さというものが必要だと思いました。

本来ならば、各2町のホームページを確認し、必要な資料はパソコンからプリントアウトしたらよかったです。なのになぜ現地のほうに伺ったのか。私は本当の目的があったからです。綾川町、小豆島町のポイント制度をやり始めてから、その町、そのところの本音の部分を知ることができたからです。早い話が、利点と欠点を聞いたからです。例えば、ボランティア制度を始めてから、その町、また、ボランティアをしている方々がよくなったことや、逆にポイント制度を始めてから、これはまずいなとか、だめだなということが聞けるからです。だからお話をし、なるほどなということを知ることができました。

2町がこの制度をスタートしたのが、綾川町は平成24年にこの制度を導入し、現在、360名の登録者の方がおられるそうです。実働数で言えばもう少し少ないと伺いました。

小豆島町は平成22年にこの制度を導入し、現在、300名の登録者の方がおられるそうです。実働数は130名ほどで頑張っているそうです。

まんのう町にもこのポイント制度導入は私は絶対必要だと思っております。現在、まんのう町でもたくさんの方がボランティア活動をしていただいております。また、その方の中には、善意ある人が自腹を切ってボランティア活動をしてくださっている方もいます。そして、ボランティア活動をしている人の中には、私の見た感じですが、その方自身がボランティア、また、介護をしてもらわなければならないような方たちもいました。そして、その方々にお話をしているときに、その方々が思い余ってこのようなことも言われました。ほかの町ではボランティア活動をしたらポイントがついて何かもらえるんやろと。ボランティアで頑張るにも私たちも限度があるわと言われてました。確かにそうです。

お隣の綾川町は、ボランティア活動をしてポイントがつき、また、本人の申し出によって換金等ができる。小豆島町も同じで、ポイントを還元し、換金ができる。まんのう町には残念ながらそれが無い。不満が出るはずですよ。

私もいろいろなボランティア活動を見ました。お話を伺っている中で、ある方にはこのようなことも言われました。お金をもらったらボランティアと違うんじゃないのと。そういった意見もあります。でも、私はその方に、最近では有償ボランティアというのもありますよと。また、どうしても自分自身、ボランティア精神に反すると思うのなら、ポイントを換金しなかったらいいですよと説明もしました。また、いろいろなお考えの方もたくさんおられます。

そこで、お聞きします。まんのう町でも介護支援ボランティアの方にポイント制度を設けるお考えがあるのか御教示ください。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木崇容議員の御質問にお答えいたします。

介護支援ボランティア活動とポイント制度についてお答えいたします。

まんのう町においても、ボランティア活動はいろいろな方がさまざまな場所、機会、目的などを持って活発に行われております。そして、ボランティア活動を行っている団体の中にはさまざまな課題を抱えている団体もあり、その課題の一つには、会員の高年齢化により活動継続が困難になっている団体もございます。

また、ボランティアポイントなどを利用し、ボランティア活動に対するインセンティブを働かせ、より一層の活動の活発化を図りたいとの意見もあるようでございます。

町といたしましては、ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加することで、まんのう町が「元気まんまん まんのう町」となることを目指す必要があると考えております。

次に、まんのう町におけるボランティアポイント制度の現在の状況についてお答えいたします。

平成31年度から始まっておりますまんのう町地域福祉計画では、ボランティアポイント制度の検討が計画されております。また、介護保険制度に基づく生活支援体制整備事業の中で第1層協議体がございます。現在、この協議体の中でもボランティアポイント制度についての協議を行っていかうと考えております。県内においても既にボランティアポイント制度を実施しているところもございます。また、制度の運用についても、さまざまな方法で実施されている団体もございます。

まずは、最初の取り組みといたしましては、介護保険制度に基づく生活支援体制整備事業の中の協議体での議論や先進地の研究を行うなどして、協議体の結論をいただく予定でございまして、その上でボランティア活動に対するボランティアポイント制度につきまして、既に事業化している団体を研究し、本町における制度の設計などを行い、その上でボランティア団体、専門家などの関係者、また、町議会の方々の意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。今の答弁の内容を聞いて、非常にまんのう町でボランティアをしている方々の喜ぶ姿というものが目に浮かびます。

私も、先ほど町長がおっしゃられたように、何でもかんでもボランティアでポイント、お金、または物品を出してほしいとはいいません。あくまでも介護保険法第115条の44第1項の規定する介護予防事業としてやっていただきたいと思っております。ですから、皆さんが地域貢献の理念に基づき、ボランティアをやる人が生きがいを持って、そして笑顔が絶えない地域社会をつくっていただき、目標は生涯現役で頑張っていただけるようにと、私はその思いであります。

また、このような質問は過去にも同僚の議員さんが同じ内容の質問をしたと思いますが、私はその方々の広いアバウトな質問ではなく、一点に絞って言わせていただいております。この制度を前向きにやっていただけるのであれば、私も現地に行った資料とかも提供し、協力もいたします。ですから、私はその方のようにお願いしますとは言いません。そのかわり、この制度をつくっていただきます。そしてやっていただきたい、その気持ちです。以上です。答弁は結構です。

一つ目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 それでは、二つ目の質問に入ります。

防災について行います。

これは、昨年12月に私が一般質問で聞いたことと、また、新しいことをお聞きします。まんのう町が指定している避難場所には、避難所自体が土砂災害に遭う可能性がある場所にあったり、建物自体の耐震補強ができていない建物もあり、防災訓練どおりに住民の皆さんが避難してきても、避難場所が被災してしまう危険性のある避難場所があります。災害時に本当に安全か、いま一度、確認いただき、安全性に疑問のある避難場所は避難場所から外し、新たに指定し直すお考えがあるのかと12月の定例会でお聞きしました。

そして、執行部町長は答弁で、避難所や施設の立地的、地理的条件や構造の全てがあらゆる災害に対応しているわけではないため、避難所開設に当たっては、災害の種別、状況に応じて被災が想定される避難所は開設せず、その他の施設へ避難していただくよう適切な対応を図ってまいりますと答弁をいただきました。町長、覚えていますか。

しかし、つい先日、8月15日の台風10号でもわかりますように、来るとわかっても、予測が不能なときが多々あります。町長がおっしゃっていました災害の種別、状況に応じて適切な対応、これがなかなか難しいのではと思います。やはり自然現象を相手に早目の予測や、ましてや夜中の対応、また、朝方の対応、これを的確にするのは私は無理だと思います。

そこで、お聞きします。町長が答弁されました避難所開設に当たっては、災害の種別、状況に応じて適切な対応、これは1カ所や2カ所なら対応ができると思います。また、大きな災害や非常に大きな被害をもたらす台風が来たなら、あちらこちらで被害が出て、対応ができないと思います。こういった件についてどうお考えがあるのかお聞かせください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まんのう町では、地域防災計画において指定された指定避難所ごとの災害種別をもとに、状況に応じて住民の皆様が安全に避難できるように避難所を開設いたしております。台風や大雨等では、気象情報や災害の状況を確認しながら、各地区の公民館等を避難所として開設しておりますが、先般の台風10号での対応におきましても、町内9カ所の公民館等を避難所として開設いたしました。

なお、住民への発令に関しても、夜間には台風の最接近により風雨が激しくなることが予想されていたため、自主避難に危険が伴わない明るい時間帯での避難を実施していただけるよう、早目に発令を行うよう対応を図りました。

今後につきましても、避難されます住民の皆様の安全を第一に考え、災害に対する情報と避難所の情報などについての周知を行い、災害対応に努めていく所存でございます。

また、避難所の施設に関しましても、琴南総合センター、高篠公民館は耐震性が確保できていない状況ですので、地震の際にも避難所として使用できるよう、建てかえを実施する予定でございます。

さらには、本年中には各種災害に対応するハザードマップ、防災に関する情報をまとめた、まんのう町総合防災ハザードマップを全戸配布し、町民の皆様の安全な避難実施の支援、防災意識の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。住民の皆さんのためにも、しっかりとした建物、また、ハザードマップを早急につくっていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいことがあります。今、町長が答弁していただいたことはよくわかりました。でも、実際のところ、予測がわからないのが自然現象です。まんのう町では、またこの町でよく起こりそうな災害、被害、また、過去に起きた被害をもとに想定したシミュレーション、そういった対策をしていますか。まんのう町は気象庁のデータをもとに迅速な対応をしているとは思いますが、もしそのシミュレーションや対策をやっていないのであれば、安全を第一に考えてしていただきたいと思います。やっているのかどうかを御答弁お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 鈴木議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、災害で想定されるのは大別して地震、そして今回の台風です。台風につきましては、タブレットのほうにも資料を入れさせていただいておりますが、気象庁のほうから台風が香川県へ来る場合の前日、もしくはその前々日に説明会があって、今、タブレットの資料も入れてございますが、早い段階での情報提供があります。時間帯当たりで状況、変化に応じて資料が届いてきますので、それに備えて台風に向けての対策をとるということ

で、資料3ページのほうにも入れてますけども、レベル1から5までありまして、レベル3ぐらいで避難情報を出すわけなんですけど、その段階の手前ぐらいで、避難所、どこを開設するかということで、想定のもとで動かさせていただいております。

実際の訓練の状況でございますが、例えば昨年でありますと、災害とかを想定して、30年6月には仲南宮田地区において、大雨による土砂災害の警戒情報の発表があったというのをもとに避難訓練を実施して、地域全員の方が参加していただいて、役場はもとより、消防、警察関係も合同でそれに参加したという経緯もございますし、その後、南海トラフ地震を想定した訓練も仲南全域で12月には実施しております。

ことしに入って職員の対応もということがありますので、まんのう町内で震度5が発生した、そういう想定のもと、安否確認の訓練、職員の間でシステムを用いて行っておりますし、ことしに至っては、昨日、町長の町政報告の中にもありましたが、仲南の七箇福良見地区において、大雨によって土砂災害警戒情報が発表になったという想定のもとで避難訓練を行う。それ以外は、地域の方々、そして防災士の方々も含めて、各地域でそれぞれ訓練をしていただいておりますが、いずれにしましても、町内全域、全住民の方がそういった意識を持っていただくのが大事だということがありますので、今後も引き続き、そういうシミュレーションのもとにさまざまな避難訓練をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。やはり私も防災士の資格を持っていますが、執行部の方も命を守るということに関しては、考えは同じだと思います。やはり安全第一、これだと思います。考え方はいろいろとあるとは思いますが、ともに進めていきたいと思っております。

これで、今回、9月定例会の私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆様、おはようございます。雨がよく降って、私の集落でもコシヒカリが倒伏してへたっております。大体稲刈りは終わりましたが、盆明けから早速に稲は山から、麦は里から、山の中から稲刈りが始まって、大体コシヒカリが終わったんじゃないかなというところではありますが、一部残っております。オオセトが青々とかうべを垂れておりますが、少々色づきかけたかなというところでもあります。

さて、私の一般質問でありますけれども、本町議会は議会基本条例を制定して大改革をなし遂げて、今や全国トップレベルの改革レベルにあるのではないかと思います。それは、一つは議会報告会を開き、二つ目には広報紙を出し、住民とのコミュニケーションを図る対応にでることでもありますが、田舎議会にもかかわらず、タブレットを本会議に導入し

たわけです。職員の方々が的確に資料を出していただいて、焦点の定まった審議ができるのではないかと。これに心よりお礼を申し上げたいし、私どもがついていけるかどうかです。悪戦苦闘でありまして、私もせっかくの立派な設備投資ですから、一般質問でタブレット資料に基づいた質疑ができれば、あるいは、私の側から、議員の側から作成した資料を出しての双方向の資料が出てくる議会にできればという実験、試みでありまして、私もオペレーション得意ではないので、もたもたとろとろしますが、皆様、しばらくおつき合いを願いたいと思います。

タブレットの本議会の一般質問というところを押していただけますでしょうか。そこに私の質問に対する回答の執行部が入念につくっていただいた資料がアップされております。そこをごらんになっていただけぬかということでもあります。

傍聴の方や実況中継を聞いておいでる方はまことに気の毒ですけれども、これを克服するすべは今のところないわけです。もしこの後、議場においてはスクリーンを設けるという可能性はありますが、その検討は時間が要るのかもしれない。

まず、私の1番目の質問は、昨年度は水道事業を県下統合しました。香川県の水道、香川用水の水を県が市町村へ卸売して、17市町村が水道事業をやっていた。この17市町村の水平統合と香川用水との垂直統合です。全国最大の行政改革じゃないかと思うんですけども、これによって私どもの町が水道を直営することを県の事業団に委託した。この説明はあって、我々も承認したわけでありまして、これをやってみてどうだったのかと。やってみてわかることがあるんです。それをお伺いしたいというのが第一点でありまして、国民健康保険も、これは市町村がやるとなっておったのが、県単位にやるということになりましたね。合併した当初は5,000人近く国民健康保険の加入者がおりましたが、4,000人を切るぐらいに加入者が減ってきて、市町単独では運営しづらいという事情があるんだろうと思います。これもやってみて、町の責任と権限、これがどうなのか。対住民に私どもはどう対応するのか。県に任せっ放しでいいのかということでもあります。統合して1年の実績が出たところであって、これの答弁を町長に求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

まず、水道事業の広域化についてでございます。

県内の水道事業を統合する水道事業広域化は、まんのう町議会の平成29年9月定例会において、香川県広域水道企業団を設置することが議決されましたのとあわせて、香川県及び直島町を除く県下8市8町の議決により、平成29年11月から企業団が発足しております。

議員各位には議案上程時に、水道事業広域化において単独市町で水道経営を続けた場合、人口減少に伴う料金収入の減少が予想され、水道料金の大幅な値上げが避けられないこと、水道事業を経験し、技術力のある人材の確保が難しくなること、古くなった水道施設の更新、地震などの災害対応や濁水の対応などのさまざまな問題が予想され、そのためにも、

早い段階で広域化することでスケールメリットを生かした事業の効率化と人材の確保を図り、これらの課題を克服して安全・安心な水道水の安定供給と経営基盤の強化を促進するために、香川県広域水道企業団を設立する旨を説明させていただきました。

そして、種々の手順を経て平成30年4月から県内の水道事業が開始されておりますが、それまでまんのう町の水道事業管理者は私、まんのう町長でありましたが、香川県広域水道企業団は香川県知事を企業長とし、まんのう町議会議員の選出による議員も含めて構成される企業団議会で運営内容について決定されることに移行されましたので、それ以降、議員各位御協力のもとに構成団体の一員として発言しておりますので、御理解をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 やってみてどうやったんか聞きたいんですけども、町長には水道の所管の事務方が補佐しておりませんか。水道事業団に移ってしまいましたね。私が一番聞きたいのここなんです。水道は県事業団に任せ切りで、私たち、水道の水の供給責任果たしていけるのか。町長を補佐し、水道事業団へ出席する議員を補佐する事務方がうちの町役場の中にいなきゃいかんのじゃないかなと思います。

タブレットに立派な経営資料を出していただいています。これはうちの職員が出向している人が出してくれたんだろうと思います。うちの水道の事業は非常にわかります。

最も簡単なところを申し上げますと、トン当たり我が町の水道のところは193円70銭いただいております。それに要する経費、給水原価はトン当たり188.8円であって、この差額12円少々は、1トン送ったら、町の水道の収益になりよる。そこから人件費も入っておりますから、収益になりよるということになっておって、料金収入と原価の差は黒字であります。ところが、送った水からお金もらいよらなんだら、これは成り立ちませんね。それが有収水率ですね。100トン送って100トン分の水もろたらいいんですけども、うちの町は、満濃町地域では100トン送ったら89円分もらいよると。それから仲南のところは84.26円もらいよると。それから琴南のところは83.51円もらいよるということですね。これは数年前から改善されていいんですけども、もらいよる率が下がると赤字になる。町の補填が要るといことだと思えます。

こうした市町単位にちゃんと計算されているということはわかるんですけども、町長を補佐する体制を設けるのかどうか。議会からも行く人が的確に発言できななきゃいかんですね。

水道の水質にわたっては、全水系が異常なしと報告されておる。立派なことですね。3本の川の水源、水源の町まんのうが全国でも最高の水準の水を持った町であれば、住民はふえるかもしれない。水質保全の責任は水道事業団統合されても全うされておる。

町長、町長を補佐し、議会を補佐する職員を置くのか、置かないのか。県に出向した人たちが支えてくれていることはよくわかりました。いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

今現在のところは町から出向しておる職員がしっかりしておりますので、随時、連絡をとり合って、今のところ支障は来しておりませんので、今の状況で続けていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も今回タブレットに載せていただいた資料を見て、当面大丈夫やなと思っています。しかし、この後、今の我々と人間関係のある職員が出ている間にどうしましょうかね。中長期的に考えていければと思います。

それでは続いて、国民健康保険です。一人当たりの費用、これもタブレットに出していただいて、事務方にお礼申し上げます。

私が現職の福祉保険課長だったときに、県下平均の調剤費、お薬代が三十数%、県平均より高かったんで、これはいかんと思って走り回ったわけですが、私が現職を引くときに、県平均より24%高ぐらいまで下がってきてました。その後、私が議員になって十六、七%になった。まだ下がりよるんかと思えば、福祉保険課長がこの冬、12%高ぐらいになりよるでといいたったんで、その結果を聞きたいといったら、報告してくれてます。

国民健康保険は一人当たり44万5,834円で、まんのう町の順位は6番とあります。これ、高いほうから6番か、低いほうから6番か、多分、高いほうから6番だろうと思えますけれども、通院が14万6,875円で県下で8番、入院が17万2,880円で県下で10番、調剤費が8万5,149円で県下で4番、歯科診療が2万6,534円で9番、特定健診受診率が56.1%で県下で2番、綾川町と抜きつ抜かれつトップ争いを演じております。

こういう報告をしていただいたんですけれども、私は調剤費が県平均の何%高なのか、この実績を知りたいというのをまず問わせていただきます。

手元になかったら、また委員会のおきでもいいですけど。

○田岡秀俊議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員の質問にお答えいたします。

まんのう町の調剤費につきましては、一人当たり8万5,149円で、県平均につきましては7万3,287円でございますので、1万2,000円ほど高いということでございます。以上です。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 やっぱり経営ですから、数値資料をみて的確な手を打たないかん。住民が肺炎なのか、風邪引きよるんか、脳血管系なのか、費用の内訳を見て、保険さん方をどこの普及啓発に回すんか、限られた人的資源を重点的にどっちへ回して健康増進を図るのか、全部の疾病に対策を打つわけにはいきませんね。その作戦を立てないかん。県がやっているからといって、任せ切りではよくないわけで、本町が作戦司令塔を持って機動

的に普及啓発し、やらないかんのだろうと思います。

これについて、ちゃんと町政報告に表面の数字は出ておりますが、私の一般質問で出したような、県平均から何%高で何番目にあると言ってくれたら、我々素人もわかりやすいです。こうした町政報告や成果報告書を出していただけないかということでもあります。いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの、県平均とか他町との違い、また、香川県内におけるまんのう町の際立ったところ、そういったことを報告してくれないかという質問についてお答えいたします。

平成30年度のそういった細かい数字が出るのがもう少しかかろうかと思えます。したがって、29年度につきましては出せるかと思えますが、次の教育民生常任委員会等で29年度の分につきましては出していきたくと思えますが、平成30年度につきましては、いましばらくお待ち願いたい。

それと、やはりそこには主観が入ってくる部分もございましょうし、数字的な部分につきましては、つまびらかにしていきたいと思えますので、竹林議員さんの御質問の回答とさせていただきます。

タブレットに載せております平成29年度の国民健康保険給付費の状況で、例えば費用額につきましては、44万5,834円、まんのう町の順位につきましては6番目ということございまして、これにつきましては、高いほうから6番目でございますので、中位に占めるとということで、本来であれば、順位が17番目というのが一番よろしいだろうとは思いますが、中位ということで御了解いただいたらと思えます。

入院につきましては10位ということで、本当に線のところに行くとおんだと思えます。

それから、特定健診受診率につきましては56.1%ということで、竹林議員おっしゃっていただいたとおり綾川町が1番でございます。2番目がまんのう町ということで、その部分につきましては、ここ数年、変わらない状況でございますが、3番目のところが44%台のところございまして、そういった意味からすれば、綾川町とまんのう町においては、国民健康保険における特定健診の受診率はいいほうかなというふうに思っております。

加えて言えば、国民健康保険の保険者努力支援制度においても、この特定健診の受診率が評価されるということになりましたので、国保の制度といたしましても、いい方向に向かっているのではないかというふうに思っておりますので、タブレットに載せております給付費の状況についての説明とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私どもの町は保健師が大活躍していて、保健師が走り回っている。健康増進課の保健活動の実績はすばらしいものであります。それを的確にするのはやはり診療データで、保健師がどちらに向かうか、限られた人的資源をどこに向かうか、それを分析して対応していただければとお願い申し上げ、それから、特定健診の受診率が高いか

ら医療費が高いんやと県の人に言われたこともあります。検査を受けるから、見つけてくれて、通院し始めるんやと。しかし、それが数年続いたら下がってこえへんのかという期待があるわけで、経年変化をウォッチせないかんなど、そんなに思っております。

課長さんのような報告を水道議会や国民健康保険の県の事業団へ出席する教育民生常任委員長や議長、町長に的確にわかりやすく説明して、うちの幹部たちが県の会合で、うちの町の事情から出た提言ができるように、これからも補佐をお願いしたい。

続きまして、何を聞くかということ、後期高齢者の広域事業団と国保と水道事業団の権利義務の違い、1年やってみて気がついたことがあれば、突きとめてなければ、また後でもいいですけども、わかるとる範囲でどこが違うんやと、組織形態が違いますから、それをちょっと伺っておきたい。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの広域連合後期高齢者医療と制度上の権限や制度はどこが違うのかという御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から始まり、75歳以上の方が加入する独立した医療制度でございます。この医療制度を運営しているのが香川県後期高齢者医療広域連合で、県内の全ての市町が加入しており、広域連合と市町が連携しながら公平で安定した制度運営を行っております。

香川県後期高齢者医療広域連合は、保険料の決定や被保険者の資格管理、医療を受けたときの給付、保険事業の計画、啓発活動を行っております。

市町は各種申請書の受け付けや被保険者証の引き渡しや保険料の徴収などを行っております。したがって、保険者は香川県後期高齢者医療広域連合となっております。

一方、国民健康保険は平成30年度から広域化が始まり、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなっております。市町村は資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を担っていくこととなっております。保険者機能は香川県とまんのう町が担っていくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 まだまだこれから二、三年やってみなわからんですね。それはそれでいいです。そののところに着目した会合への出席なり事務方の対応をお願いしておいたらと思います。

こうした私の一般質問への回答みたいな資料を出してくれれば、おのずから行政評価になりまして、改めて行政評価をやる必要ないですね、議会そのものが行政評価をやることになって。

今の職員たちはみんな学校でエクセルで表やグラフつくるのもたけておりますから、これをつくってくれというたら、気のきいたのをつくってくれます。気のきいた職員は、頼んだ以上にこういうのもつくってみたでいうてくれます。うちの職能技術、どんどんアッ

プしていることを非常に心強く思っております。事務方の手間暇かかる御対応に心よりお礼申し上げて、1本目を終えたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 本町はただいま教育振興基本計画を策定中と思ってます。私は本町の社会教育、生涯学習、公民館活動は全国のトップ水準ではないかと思っております。中学校はPFIで82億円、25年間を投じて、立派な施設を先生方がハッスルして運用してくださって、生徒は生き生きとはつらつと大活躍していて、非常に成果が上がっておりはしないかと思うわけであります。

ところが、時代は大きく変わろうとしております。教育長が策定しようとしている教育振興基本計画の目指す骨格を問います。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の質問にお答えいたします。

まんのう町の教育振興基本計画の目指す骨格を問うというお尋ねでございます。

まず初めに、教育振興基本計画とは何か、また、その作成がなぜ必要となったのかということにつきまして、簡単に触れてから、まんのう町の教育振興基本計画の内容につきまして御説明してまいりたいと思います。

教育の憲法とも言われております教育基本法が制定されたのは、戦後間もない昭和22年のことであります。60年後の平成18年にこの基本法が改正になりました。この改正教育基本法におきまして、教育の目的と教育の目標が明確に規定されました。

教育を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえた上で、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と定められました。

また、教育の目標について、公共の精神や伝統と文化の尊重等、今日重要と考えられる事柄が新たに規定されました。同時に、教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第17条第1項におきまして、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画を定めることが規定されました。

さらに、同条第2項において、地方公共団体は第1項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることが規定されました。

このことを受けまして、まんのう町におきましては、平成21年9月に5年先、10年先を見通した第一次まんのう町教育振興基本計画を策定したわけであります。現在までこの計画に沿ってまんのう町の学校指導や教育施策が実施されてきたわけであります。この計画に盛り込まれました教育施策につきましては、そのほとんどが早期に実現の運びとな

っております。

例を挙げますと、こども園、小中学校の子供の自立を主体にした教育方法への転換、教育委員会における組織編成の整備、中学校の校舎の改築に始まり、町立図書館や体育館の整備、中学校の統合、幼保一元化によります認定こども園の整備、それに伴います施設環境の整備、教育内容におきましては、35人学級の実施、小学校への英語活動の導入、小中学校への司書の配置、図書館教育の充実など、早期に実現の運びとなっております。

この第1次教育振興基本計画が今年度の3月をもちまして10年が経過するわけでございます。ここ二、三年来、第2次教育振興基本計画の策定に向けて準備を進めてきたわけでございます。

竹林議員さん御指摘のように、この計画が目指す骨格を問うということではありますが、内容が多岐にわたっておりますので、第2次教育振興基本計画策定に向けて、基本的に考えております点について、3点に絞って御説明を申し上げたいと思います。

まず1点目は、第一次教育振興基本計画の成果と課題を徹底的に洗い出し、それを明確にするということでもあります。成果と課題を整理した上で、次に向けた計画に活かしていくということを大切にしていこうと考えており、昨年11月に30ページにわたりました成果と課題を整理いたしました。

やはり、10年前におきまして、その時点から10年先の現在を見通して計画を立てるといことは大きな困難があったということでございます。最近の社会の変化はさまざまのものがあまして、5年先が視界不透明なわけであります。不易なものとして流行していくものを可能な範囲できび分けをしながら計画を立てていこうと考えております。

2点目は、明治維新以来、日本は近代教育発展のために国を挙げて努力してきました。そのおかげで、世界でも一流と言われるまでに発展してきたわけであり、私たちまんのう町におきまして、町を挙げて教育環境や教育内容の整備に邁進してきました。第2次計画の骨格といたしまして、教育で立つ町「教育立町」というフレーズと内容を大切にしていきたいと考えております。

教育で立つ町とは、その定義を次のように考えております。「人づくりこそが個人の幸福の実現と国家・社会の発展の礎であり、我が国の将来の原動力たり得るものは、人づくりすなわち教育をおいてほかにない。「教育で立つ町まんのう」とは、このような考えのもと、町全体で子供を育て、人間づくりに力を入れ、教育によって成り立っている町を指す。地域みんなで子供を大切に育て、将来の日本を見据えた人づくりを目指している理想を高く掲げた町。」とまとめております。この考え方を骨格の一つとして計画を進めてまいりたいと思っております。

3点目は、我が国におきまして、まんのう町におきまして、求められているのは当然同じでございます。子供もまんのう町も育ててほしい方向の一つは自立であります。二つ目は協働であり、3点目が創造であります。「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」であります。このことを教育の目標として、また、教育振興基本計画の理念

として、策定に当たって心していくべきものであると考えております。

この計画の策定に当たっては、時代の変化が余りにも早く、予測困難な側面がありますので、3年先の時点、5年先の時点、7年先の時点で立ちどまって計画を洗い直していくという考え方を現段階から持つことが重要であります。そのことにつきましても、この計画の中で明記しておきたいと考えております。

このほかに申し上げたいことは多々あるわけですが、理念についてのみ申し上げます、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○**田岡秀俊議長** 竹林昌秀君。

○**竹林昌秀議員** 教育長は、自立、協働、創造とかを目指す人づくり、教育立町を目指したい、高らかに述べられました。町長、教育立町を総合計画の中に取り入れる気があるのかなのか、これを問います。

○**田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 教育長の方針でありますので、もちろん取り入れていきたいと思っております。

○**田岡秀俊議長** 竹林昌秀君。

○**竹林昌秀議員** 大変心強く存じます。第1期の教育振興基本計画は立派な成果を上げました。35人学級、もう我が町の人口はふえるほか方法ない。教育研究所をつくり、早期教育支援センター、発達障害児支援センターという、保護者が相談し、諸先生方が学校を背後支援する体制を整えた。我が町の校長先生方は校長塾でお勉強なさっておる。先生がお勉強する町ですから、児童生徒が勉強をしないわけではない。

ところで、教育長に引き続き問います。

生涯学習の視点を幼・小・中の学校教育にどのように結びつけ、取り入れるのか。社会が変動する今、学校教育の力だけで私たちは生き延びていけない。我々議員も変動する社会の中で課題が何か発見し、調査研究できねばならん。一生涯学び続ける社会が求められているんだろうと思います。

教育長が義務教育学校、幼・小・中学校をどのように学校教育を持ち込もうとするのか、これを問います。

○**田岡秀俊議長** 教育長、三原一夫君。

○**三原教育長** 竹林昌秀議員の質問にお答えいたします。

学校教育と生涯学習は関連性が深いと思われるが、どのようにその関連を考えているのかというお尋ねであろうかと思っております。

初めに申し上げておきたいと思っておりますが、学校教育と生涯学習の理念は、現在におきましては全く同じであるという考え方を持っております。過去におきましては、言い古されたことでありますが、学校教育は子供たちが学校に在籍している間に多くの知識と技能を教え込むというところでありました。学校は多くのことを与え、やらせ、また教え込むところであったことは疑う余地はありませんでした。その教え込まれた結果につきまして、記憶された知識をペーパーテストという評価によって完結するという手法を最近まで大切

にしてきたわけであります。

学校教育は学校の中で全てが完結して終わっていくといった体制が長く続いたわけであります。学校で高い評価を得てきたものが、学校を卒業して社会で通用するかどうかといったことも長く議論の対象となってきたわけでございます。生涯学習という言葉が定着したのもそう古いことではありません。一般社会の中での学習は地域の人たちを啓蒙するという視点を大切にしてきたわけであります。どうしても社会教育という言葉は教育する、つまり教えるという意味合いが強いわけであります。

約30年前の平成2年に生涯学習振興法が制定され、学習者の自由な意思に基づいて、それぞれに合った方法で生涯にわたって学習していくといった考え方が定着したわけであります。

現在におきましては、学校教育におきましても全くその考え方は同じでありまして、詰め込まれた知識や技能よりも、生涯にわたって生きて働く力が求められるようになってきたわけであります。

学校教育におきましては、思考力とか判断力とか表現力といった能力を重視するようになってきたわけであり、生涯学習の考え方と全く同じであると考えていいのではないかと考えております。

最初に申し上げましたように、生涯学習の考え方も学校教育で考えていることも方向は全く同じであると捉えているわけであります。学校といった学びの場が、一生涯を通じて学び続けていくといった社会とつながっていると捉えておるわけでありまして、社会の中にある学校、そこで育っていく子供たちが同じ土俵の中で助け合って生きていくと考えております。

昔、学校は陸の孤島であると表現されたことがあります。地域の中にある学校、地域とともにある学校といった考え方をさらに重視していく必要があると強く思慮しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 賢い住民が社会の効率を上げる。本町の住民が社会の制度をうまく利用してくれれば、本町の行政コストは下がり、地域の助け合いは広がり、地域社会は安定するんじゃないでしょうか。

私が最初に文科省を訪問したのは、生涯学習振興法ができて、仲南町において生涯学習振興条例をつくったから御報告に伺いたい。夜になりますがいいですか。何時でもいますから来てくださいとあって、課長席で私が持ち込んだエビちくわをさかなに、ちょっと一杯いただいたことがあります。

生涯学習とは、それ以来、私の骨の髄までしみていることでありまして、一生涯を学び続ける社会、学びがいのある社会を目指した教育振興基本計画を目指される、このお話を非常に心強く思います。

それでは続いて、文科省が2020年、教育改革を目指してやろうとしています。教育長がおっしゃる主体的学習とはどのようなことか。学校の先生方がよく基礎・基本とおっしゃいます。基礎・基本ということと主体的学びというのがどうかかわるのか、これを教育長の信ずるところを解き明かしていただけないでしょうか。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の質問にお答えいたします。

まんのう町教育委員会が各こども園や小中学校を指導していくために、毎年、学校教育実践指針を策定しております。ここでの主なポイントは、学校は自立した主体的なやる気のある児童生徒を育てていくということを第一義にお願いしております。今までですと、学力をつけてくださいとか、生徒指導に力を入れてくださいといったものがほとんどでありました。自分から進んで主体的に行動できる児童や生徒を育てるということは、言葉で説明してやらせるといったことでは育たないわけでありまして。子供が自分で取り組むようにするためには、教師の言葉を少なくしなければならないし、一人一人の子供をよく観察し、よく意思の疎通ができていなければなりません。学級全体を捉えて全員を指導しても効果が少ないわけでありまして。つまり、一人一人を知らずして指導はできないわけでありまして。

また、勉強は自分でするものだとも考えております。子供にやる気が芽生えてくると、効果はてきめんです。やる気の育っていない子供たちに多くを詰め込んでも、また別の問題が発生することになります。

満濃中学校の運動会を見ていただいても、子供が自分からよく動きます。主体性や自立性が育っているのだと思っています。「あれをきなさい、これをきなさい、そんなことでどうするんだ」といっても、生徒はやる気を失うだけでありましてし、反発さえすることになります。そういった意味で主体的に自立した生徒を育てているのだと思いますし、そうした指導方法によって学力もよくついているし、問題行動に対処する生徒指導も少なくなっているわけでございます。先生方が一丸となって、そういった生徒の育成を目指しているからだと考えております。ここに生徒育成の基礎・基本があるのだと考えております。少しの知識や技能とやる気と思考力や判断力、表現力を育てておけば、子供は自分で力をつけていくものであります。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そのような目指されること、大変立派なことと敬服申し上げます。私、試験があるからしようがなしに勉強しよったり、宿題があるのをしかねよったんで、あんまり主体的、意欲的に義務教育課程で勉強したことはないですね。役場へ入ってから一生懸命勉強するようになって、いろいろ研究するようになったんですが、やっぱりこれやれいうて、わからんでもやることも要るんじゃないかなと思ったりもせんもないですね。わけはわからんけど、先生が言いよったら、やっておってしたらできるようになってということもあるんじゃないですか。教育長さん、どうですかね。先生がやることを設け

てあげると。やっぱり指導し、牽引する力も要るように思います。理念としてはわかるんですが、いかがでしょうか。

もしかしたら教育課程がしっかりしているから大丈夫なのかもしれませんが、そこを、教育長、さらに御説明をお願いします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員さんがそのように考えるのもごもっともなことだというふうに考えておるわけです。

今現在、学校教育におきまして、主体性を重視するから、全て子供に自主的にやらせるということではないわけでございます。例えば一例を申し上げますと、小学校の2年生の段階で九九を学習しますよね。これは徹底的にたたき込むというか、そういうことであります。この分野において、主体性を発揮して九九を自分で学びなさいといっても、それは達成しないわけです。ですから、私が先ほど申し上げました主体的な教育を支えるもので幾分かはたたき込むというんでしょうか、そういうものが存在するということは私も十分認識をいたしております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も怖い先生におうかれるきん、しょうがなしにやったことで、今日があると思っております。特に九九はいつまでに覚えてこいと言われて、泣きかけで学校へ、覚えられてのうて行ったことも思い出すが、やっぱりその両面を本当に駆使していただくようお願い申し上げます。

それでは、文科省の2020年の教育改革をどのように受けとめていて、それを本町の教育振興基本計画にどのように取り入れようとするのか。英語教育あたりのところは一般の保護者も関心が高いんじゃないかと思えます。そのあたりの御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の質問にお答えしたいと思います。

2020年度から始まる新教育課程の改訂へのお尋ねでございます。

来年度から小学校におきまして、再来年度から中学校におきまして新教育課程が始まるわけでありまして、現在、小学校におきましては、新教育課程の改訂にあわせて来年度使用します教科書の選定が進んでいるところでございます。

さて、小中学校におきましては移行措置という考え方がありまして、もう既に新しい教育課程へスムーズに移行できるように、一部新教育課程での学習を二、三年前より進めているところであります。

例えば小学校における英語活動の指導につきましては、数年前から実施いたしております。まんのう町におきまして、小学校1年生から6年生まで英語学習を進めております。本格実施される来年度からは、3・4年生は英語活動、5・6年生は英語科という教科になるわけでありまして、評価の対象にもなります。また、道徳が正式の道徳科という教科になり、もう既に検定された教科書が使われております。

ところで、竹林議員さんのこの新教育課程についてどのように捉えているかというお尋ねであります。広範囲の内容を含んでおりますので、お答えに大変苦慮するところがありますが、私が捉えている範囲でお答えしたいと思います。

新教育課程におきまして、学校教育の進め方、教え方、何を教えるかという内容につきまして文部科学省から指示があるわけでありましたが、簡単に申し上げますと、教える内容につきましては、今回の改訂ではほとんど変わっていないわけでありまして、先ほど申し上げましたように、英語が導入されたり、道徳が道徳科になっているわけでありまして、国語や算数、社会、理科等の教える内容についての変化は全くないわけでございます。

ところで、何が変わったか申し上げますと、教え方が大きく変化してきたわけでありまして。竹林議員さんも御存じのとおり、近代的な学校制度が始まった明治5年以来、欧米に追いつけ、追い越せというかけ声のもとに、学校は子供たちに与え、やらせ、教え込むといったことを中心にしてきたように思います。与えられたことを記憶してペーパーに再現する、そして正確に表現できたものが高く評価されるという体制であったと思われまして。最近までそういった傾向がありました。これからは情報や知識はハードディスクの中に蓄えられ、いつでも誰でもが再現できる世の中になったわけでございます。

これからは、知識や技能よりも、自分から意欲的に挑戦し、たくましく生きていく力が大切になってきます。大勢の人と協働し、協調して助け合って生きていく力も大切になります。しかし、そこでは新しいもの、独創的なものを創造する力も求められます。学校はそういった新しい価値を求めて指導方法の研究を進めているわけでございます。

やらせること、教えること、与えることは今までよりも少なくして、友達と話し合ったり、調べたり、発表したり、野山に出かけて実物に触れるという非認知的な能力も大切になってきます。このことは最近よく話題になりますアクティブラーニングとか、主体的・対話的な深い学びといったワードでまとめられている内容でございます。

私たちまんのう町におきましても、そういった学習形態について教育研究所を中心に研修を深めてきたわけでありまして、新しい学校づくりについて研修が進んでいるところでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 アクティブラーニングですね。屋外へ出たり行動を伴う学習がある。それやったら、私ももう一遍小学校へ入れてくれたりええのになと思ったりもいたしますが、無理は無理。教育長の目指す方向、英語教育を先進的に実験的に取り入れた成果もまた確認できたらありがたいです。

続きまして、いいことばかりではいかん。やっぱり学校が抱える問題として、児童生徒が抱える問題として虐待、日に日に報道しよります。それと不登校があります。虐待はちょっとさておいて不登校の問題。これは先生方や学校が全て責任があるわけでも、任せていいわけじゃなくて、崩壊した家庭へのサポート、社会福祉的な対応も要るんだろーと思っておりますが、不登校対策を教育振興基本計画においてどのように扱うつもりなのか、これ

を伺っておきたいと思います。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の質問にお答えいたします。

不登校対策につきましては、本当に頭を悩ませ、心配しているところでございます。私たちや学校以上に、不登校の子供たちや保護者の皆さんはもっと苦しんでおられるわけでございます。

平成29年度文部科学省の調査によりますと、初めて小中学校の不登校児が14万人を突破しました。これは児童生徒数が減少している中での増加でありますから、深刻度が高いわけであります。

不登校の定義は、病気や経済的理由以外で年30日以上欠席した児童生徒となっており、原因につきましては複合的な要因が絡まっており、特定は困難であるとの文部科学省の見解でございます。

まんのう町におきましても、全国平均に近い傾向があるわけでございます。不登校は教育を受ける権利を放棄しているわけでありまして、その深刻度が高いわけであります。

そこで、何とか一人でも救う方法はないかと学校も教育委員会も努力しているわけでありまして、学校におきましても、対策委員会を立ち上げて事例研究をしております。小まめな情報を収集し、家庭訪問等も丁寧に行っているわけでございます。

不登校児が学校以外のところへは来やすいということもあって、適応支援教室「いくむ」を開いているところであります。ここでは子供理解に秀でた元教員が数名で指導に当たっており、成果を上げております。つい先日の8月末には宿泊キャンプを実施いたしました。楽しんで参加することができたという報告をいただいております。また、そのキャンプの応援に適応支援教室の卒業生が12名応援に来てくれたそうでありまして、こういった取り組みも地道に進めていくつもりでございます。

やはり、原則は人と人との楽しい交わりを多く持つことを大切にすることであると考えております。年に数回、不登校児の指導をめぐって教育支援機構のメンバーが集まって情報交換をして、解決の糸口を探っているところであります。今はこの適応支援教室の先生方の献身的な指導に頼っているところが多いわけでありまして。

どちらにいたしましても、この子らに多くの人とのかかわりが豊かにあって、自立に向かって成長していくことを中心に指導してまいりたいと考えております。特効薬はないわけでありまして、手間暇かけて多くのかかわりを大切にしていこうと考えております。早くいい報告ができるように努力を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も昭和40年代に不登校を登校拒否といっている時代からいろいろカウンセリングや心理療法の本を読んだりしていて関心を持っていたところなんです。

本町においては教育支援機構、適応支援センターに早期教育支援センター、発達障害児

の支援センターという機構を設けて専門職を配置している。ここまでの体制は東京都ぐら
いならやるけど、どこかの市でもなかなかできんと思う。教育研修所と教師塾と、こうし
たものを駆使して対応されるということだろうと思います。こうした組織がますます実効あ
るものとして実績を上げることを御期待申し上げます。

次いでは、本町の中学生は大活躍ですね。野球部は県優勝、準優勝、3位。四国大会は、
私、2年続けて野球見に行きました。剣道は全国大会、私、岡山やったから行った。こと
しは女子軟式テニスと女子バレー部を四国大会へ行きました。あらゆる部活が活躍してい
る。

ここにおいて、今、文科省は、課外活動や部活動をする上で、教員以外の専門家の活用
の方向を模索しつつある。これについて本町の教育振興基本計画はどのように扱うつもり
なのか、教育長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の質問にお答えいたします。

課外活動や部活動を運営する上で、教員以外の専門家の活用についてどのような考え方
を持っているのかというお尋ねでございます。

まず初めに、現在の学校の人的な構成がどのようになっているのか御説明しておきたい
と思います。

30年前の学校の組織と現在の学校の組織を比較しますと、現在の学校の人的組織がど
のように変化しているかよくわかるわけでございます。

具体的にお話ししますと、竹林議員さんもよく御存じのとおり、30年前の学校の人的
な構成は、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、用務員等で構成されておりました。
先生方がお産や病気等で休まれるときは、臨時で退職した教員等を充てるという体制が一
般的でございました。校長が年度初めに学級担任を決めますと、事故のない限り1年間学
級担任に任せた学校経営が行われておりました。現在から考えますと、閉鎖的な学校運営
であったと思われま。

ところで、現在の人的な学校組織がどのようになっているか、町内の小学校を例に御説
明申し上げますと、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、用務員までは30年前と同
じであります。講師、非常勤講師、町費の学校支援員等の職員で学校は動いているわけ
であります。講師、非常勤講師につきましても、そこには県費と町費の講師がおりますし、
非常勤講師につきましても、音楽や美術、情報教育、そして英語の指導をしてくれる先生、
外国人のALTの先生もおりますので、学校は昔とはさま変わりした組織構成でなってい
るわけでございます。

学校長は立場の少しずつ違った職員を束ねて運営をするという立場にあります。校長に
とりましては、経営力が問われることになるわけでございます。そういったことで、校長
塾等を開催して、校長先生方の学校経営力を高めておるところでございます。

ところで、本題の専門家の活用についてのお尋ねであります。多様化する学校組織の

中で、外部の専門家の指導体制はますます強化していかなければなりませんし、県教育委員会におきましても、そういった面からの人員配置に努力をいただいている傾向にあります。中学校における外部の専門家による指導等はますます強化していくことが大切であると考えております。

学校には教科の教員は教員配置の基準と規則に基づいてきちんと配置されているわけですが、運動部や文化部におきましても、まだまだ必要な状況にあるわけでございます。

このほかに、社会の変化と多様化によりまして、学校の支援体制といたしまして、早期支援教育センターである「たむ」や適応支援教室の「いくむ」、少年育成センターの「らいむ」等は、今後、ますますその活動が増加していくものと認識しておるところでございます。御理解を賜りまして、子供たちのためにさらに充実してまいりたいという考え方を持っておりますので、御協力いただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

(三好勝利議員退席 午前11時02分)

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 変化する社会に対応するために、さまざまな専門家を非常勤とか支援員として招聘して、多面的な人事編成で校長先生が奮闘されるということですね。御期待申し上げます。

A I、外国人就労が拡充する時代に我々日本人はどうしたらいいのか。本町の教育振興基本計画が目指す人間像と、学校教育がそれに対してどう立ち向かうのか、この答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の質問にお答えいたします。

社会が急速に変化する中で、これから学校が目指す人間像や学校教育はどう考えていくのかというお尋ねでございます。大変広範囲な内容を含んでおりまして、正確にお答えできるかどうか不安なわけですが、今、私どもが考えていることについて御説明を申し上げて、御理解をいただきたいと思っております。

ここ数年前よりA Iや外国人就労につきましては、注目され出しました内容でございます。ところで外国人の就労につきましては、東京や大阪だけでなく、地方においてもよく見かける光景となってきております。特に学校との関係は、今はまだまんのう町におきましては外国籍の子供の転入はないわけですが、家族同伴での就労といったことが進んできますと、子供の教育といったことが問題になってまいります。転入があった場合の準備を進めておく必要を感じております。

国際人権規約によりまして、学齢期に達する子供の教育につきましては、希望する場合には受け入れることとなっており、日本の子供と全て同じ扱いになっているところであります。県の教育委員会でも高い関心を持っているようでございまして、現在、多度津小学校に外国籍の子弟が11名転入しており、県から2名の教員の加配措置によりまして、日

本語教育を実施しているようでございます。転入がありますと、県教育委員会と連携を密にして対応していかなければいけないと考えているところでございます。

(三好勝利議員着席 午前11時05分)

国際化が今後ますます進んでいくわけでありますから、まんのう町の子供たちにとりましても国際感覚を磨くチャンスと積極的に捉え、文化などの違いを乗り越え、仲よくしていくことが大切であり、そういった教育カリキュラムを準備しておくことが必要であると考えております。

AIにつきましても、これから先、避けて通れない分野であります。2030年ごろにはAIがシンギュラリティと申しまして、人間の能力を超えるとも言われており、学校教育の中でAIへの対応をどうしていくかについても準備しておくことが重要であると考えております。

コンピュータの発達はすさまじいものがあるわけでございます。このことは、次の時代に生きていく子供たちが乗りおくれないように、また、有効に活用できるように体制の整備が待たれるわけであります。

学校での教科指導においても、認知的な内容につきましてもコンピュータに置きかわると考えられております。どうしても認知的な分野以外の非認知的な体験を必要とするものや、コミュニケーション能力といったものにつきましても、人と人との関係性を勉強する分野でありますから、学校教育の中では重要な位置を占めるものと考えております。

現在、まんのう町の学校教育におきましても、体験や経験を重視したり、調査やグループ活動や討議をして学習を進めていくことに力を注いでいるところでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町の在住外国人はベトナム人が一番多いですね。うちの近所にもラオスへ採用に行ったりして、アジア各地から来ると。かつてはブラジルからと中国からだったと思いますけれども、中国人が3番目ぐらいになってますかね。私たちもポルトガル語やインドネシアの言葉をちょっと挨拶ぐらいできたらいいのかもしれない。教育長の対応に御期待を申し上げます。

ところで、大きな成果を上げた第1期目の教育振興基本計画であります。学校は学習をするところであって、本町の学力はどのような状態であるのか。最近、学力調査をしたと聞いておりますが、差し支えない範囲で、許容されるところで御答弁願えたらと思います。

(白川皆男議員・合田正夫議員退席 午前11時09分)

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 事前のお尋ねの中にはなかったものでございますが、今現在、考えております範囲でお答えしたいと思います。

毎年4月に文部科学省が主催する学力診断テストがございます。ことしも小学校の6年生と中学校3年生で実施したわけでございます。この成績の結果については、まとめて公

表するということは控えるようにという文科省の指導がございます。しかし、たつての御要望でございますので、アバウトに申し上げたいと思いますので、取り扱いについては十分御留意いただければと思っています。

小学校におきましては、県の平均にやや近い段階というふうに考えてもいいのではないかと考えています。県の平均というのは、国の平均よりも上回っておりますので、国と比べた場合にはどういう位置にあるかということをお考えいただけたらと思います。

それから、中学校におきましては、大変ありがたいことに、県の平均を大幅にという表現がいいのかどうかはわかりませんが、相当中学校におきましては県よりも上に位置しているということで、大変中学校の先生方も喜んでおりますし、私たちも喜んでおります。

また、英語の教科につきましては、全国が大変低い、それから県でも低かったわけでございますが、まんのう町の英語教育につきましても、県を超えた位置でございます。そういうことでお許しをいただきたいと思っています。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 長い地道な教育委員会と学校の対応がそういう大きな成果に結びついたんであります。学校はお勉強するところであり、授業をするところであって、その成果が出ているかどうかというのは、保護者にとっては大きな関心事だろうと思っています。本町に家を建てるかどうかの分かれ目がそこにありはしないかと思うわけでありまして。次期の教育振興基本計画に大きな期待を寄せるとともに、今、お話しいただいた骨格を私は指示させていただきたいと思っています。

私は文科省の審議官と仲よくなって、文科省の教育振興基本計画を立てるチームの前でお話しさせていただいたことがありました。町の間では機会はないんですけれども、本質疑ができたことを極めてありがたく思っています。

それから、教育民生常任委員会として幼・小・中の授業参観、私ももう一遍、小学校へ入り直してみたいと思うわけでありまして。学校教育の方法がどのようなものが、実地に検分させていただければと思いますので、常任委員長との御協議をお願い申し上げて、2本目の質問を終えたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

3番目の質問に入る前に休憩をとりたいと思います。

ここで、議場の時計で11時30分まで休憩といたします。

(白川皆男議員・合田正夫議員着席 午前11時11分)

休憩 午前11時12分

再開 午前11時30分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して会議を再開いたします。

続いて、竹林議員、3番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 町長は町村会の会長をしたり、いろんな広範囲な責任を担って、格

別多い出張をこなしておいでです。対外会議への出席や陳情など、出張の中身を問います。

これは事前にタブレットに立派な円グラフ、カラーのを出していただいて、事務方の対応に心よりお礼申し上げます。

町長、よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの3番目の質問にお答えいたします。

まず初めに、出張内容につきまして大まかに説明させていただきます。

出張内容といたしましては、財務省、農林水産省、国土交通省を初めとする各省庁、また、地元選出国會議員への要望活動、香川県と近隣市町との対外会議を行ってまいりました。主な要望内容といたしては、土地改良事業、また、道路、河川等の公共事業や地籍調査に関してとなっております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は町長の出張に不信感を持つとるんでなくて、よくよく、ベテランですから、省庁を訪問されたり、県の会合に出ているなど、心より敬服しているわけです。

最高裁判所の隣のホテルで、朝、一緒になったことがありましたね。私も霞が関へ行ったら、東京でばったり。やっぱり安い宿を探したら、町長も安い宿を探したということですね。

会合先の報告をいただきますと、県とその関連が34%で、近隣市町村と23%、省庁と20%であり、省庁、本省へ20%も行っておると。全国市町村との会合が20%あって、40%、全国レベルの会合ですかね。御苦労さまです。国の出先との会合が3%で、国の出先と事業やなんかがあるから、町長さん、国の出先、こっちがもっとふえてええんかなど。これは要件があることで、町長が勝手にふやすわけにはいきませんが、そんなことを思うわけであります。

会合全体における分野の内訳、町長から御答弁願えたらと思います。河川、治水にどれぐらいとか、中身ですね、いかがでしょうか。タブレットにアップされとるわけでございます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まず、4月からの上半期における会合の内訳といたしましては、多い順に、県とその関連の会合が34%、近隣の市町との協議が23%、省庁との会合並びに全国市町村との会合が20%、国で先との会合が3%となっております。

また、会合全体における分野の内訳といたしましては、道路、河川に関するものがそれぞれ19%と最も多く、次いで地籍関係が10%、防災関係が9%となっておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町は満濃池の史跡とか綾子踊のユネスコ無形文化遺産申請とか、

非常に政府の判断、対応に、これに我々の熱心な組織的な対応をお伝えするために、こんななんなんかも文化財3%と言っていただけてますが、町長はこれに非常に奔走されていること、私は心よりお礼申し上げておきたい。町長が動きよるから、そういう立派な指定が進んでおるんだと。当然、それには事務方が奮闘して、その段取りをしとるわけでありまして、事務方の奮闘があるからこそ、町長の出張が成り立っているわけでありまして。

私が申し上げたいのは、本議会は町内で行う施策についてよく論議しますが、我が町が対外的に近隣市町とどう手を結ぶのか、国・県の事業導入にどう働きかけるのか、国・県に対する対応、これはほぼ町長が首相と外務大臣を兼ねとるようなものです。サブパイプとして議長があると。この両輪がうまく舞ったときに、我が町の対外関係はうまくいくんだと思います。町長と議長が対外的に力量を発揮するためには、事務方のサポートが要るわけでありまして。出張に際して事務方がどのようなサポートをいただいているのか、それから、きのう、環境省の交付金なんか、3分の2も交付金がつく事業で、うちの空調が直るとか、こんななんなんかも苦労があったんじゃないかと思います。国との折衝においてそういう苦労したところ、エピソードで結構ですから、町長、答えられるところを御答弁願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

具体的に申しますと、カーボン・マネジメント事業、去年がやすらぎ荘をこれで3分の2をいただいて行う予定だったんですが、なかなか審査が3年間といいますか、初めての事業だったんで非常に難しい、香川県ではどこも当たらなかったということで、事務方のほうから、ことしは指をくわえて待ったんではなかなか当たらないだろうということで、いろいろ文章等も書いていただいて、環境省のほうと相談をして、地元の国会議員さんのついで環境省のほうへ、カーボン・マネジメント事業を本年はぜひ取り組みたいので、何とか採択してほしいということでお願いに上がりました。まあまあ丁寧な対応をいただけて、最終的には環境省の事務次官までお会いできましたので、これやったら多分いけるんじゃないかなと思っておりましたら、一月後ぐらいに採択の連絡がありました。

また、そのほかにはやはり満濃池の名勝、また、ユネスコの世界遺産等は文科省のほうでございますが、それもうちの担当課のほうで、常日ごろ、文科省都のほうともかなり密に連絡をとっていただいておりますので、当然、担当課のほうもわかりますので、そのほうへ連絡をとっていただいております。両方とも回って、名勝のほうは何とか審議で答申が出されたということでありまして、佐文の綾子踊を含めます風流グループのユネスコ登録も、2022年に向けて今のところは順調に進んでおる状況でございますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 事務方が的確に段取りして、町長の出張が成果を上げるようになっているんだと心よりお礼申し上げておきたい。

それで、幾つかありますけれども、私どもの町が対外的に、道路は香川県はできてしも
とると言われるわけで、うちの集落の中は、満濃区域のところはまだまだありますけれど
も、大きなものは大体終わっとるんですが、河川ですね。大雨、雨の降り方で大きく変わ
ってくるだろうと思うんで、多治川ダムは県が巨額して調査が終わっとる。前の川ダムも
用地買収に入るんかと思って地元は待ちょった。これがとまって十数年たちます。

県が浸水見直しをやると知事が答弁しておって、雨が降って、水がこれだけ出てきて、
流域断面がこれだけ要る。じゃあ堰堤の高さを何ぼにしたり川幅をどれだけにしたらええ
んか。上で何ぼ水をとめたらええんかのこの合理的計算が出れば、この二つのダムの復興
に我が町は動いてもいいのかもしれない。そうすると、町道や農道や水路や関連のがいっ
ぱい出てくる。

町長、河川予算獲得のために我が町一丸となり隣接市町と手を組んで、国・県に働きか
ける気があるのか、ないのか、これを問います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

主に河川と治水ということになろうと思いますが、土器川における地域社会の生活や社
会経済活動を維持するために、大規模な洪水等による被害の防止、最小化等を図るために、
防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策の推進及び継続的な浸水被害を未然に防
ぐための治水事業費の増額、また、土器川の河床安定化対策の推進及び上流部における流
下能力不足の早期解消等につきましては、丸亀市と土器川改修期成同盟を組んでおります。
市長さんが会長で私が副会長ということで、これはタッグを組んで国のほうへ力強くお願
いしてまいっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 期成同盟、心より御期待申し上げます。

財田川は観音寺市長、三豊市長、我が町長、3人連名で五所野尾議長さん経由で県知事
へ要望を出しましたね。対応を打っていただいております。

やっぱり、今はもう南四国へ政府の予算はみんな行っている。四国地方整備局の人事を
見よっても、南四国対策ばかり。北四国に予算を投下してもらえるように対応せないか
ん。これを町長はどうお考えになりますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

いろいろな時代の背景もあろうと思いますので、またそういったことも十分考えてまい
りたいと思います。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 とにかく土石流と浸水対策ですね。我々も対外的関係を強力にして
頑張りたい。よろしくお願ひします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○田岡秀俊議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、京兼愛子さん、1番目の質問を許可いたします。

○京兼愛子議員 こんにちは。一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、新たな町民文化ホールの新築についての質問をさせていただきます。

満濃農村環境改善センターは建設から35年以上が経過していて、備品の老朽化が著しく、そして大規模修繕が問題となっています。そして、駐車場も不足しています。

新たな場所に近代的な町民文化ホールの新築を提案します。例えば丸亀市のアイレックスはことでん栗熊駅の近くにあり、国道32号線沿いで、電車、車などが利用でき、交通便のよいところにあります。

本町もことでん羽間駅のある羽間地区に町民文化ホールを新築すれば、アイレックスと同様な立地条件となります。そして、これから目指す町民文化ホールは、子供、若い世代、高齢者などが集える憩いの場所でなければならないと思います。提案として、健康増進課、町民文化ホール、町物産コーナー、子供コーナーなど、複合施設にして、本町のシンボルとなる近代的な建物に満濃農村環境改善センターが新しい場所で生まれ変わることを強く要望します。

また、名称も町民に公募し、町民の誇りとなる建物にしてもらいたい。前向きの検討をしていただきたいと思います。町長の御答弁よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの質問は、町民文化ホールの新築についてであります。御質問にお答えいたします。

現在、まんのう町で開催しております講演会などの会場につきましては、仲南支所に隣接しておりますまんのう町町民文化ホールや琴南公民館の大ホール、そして満濃農村環境改善センターの多目的ホールなどを使用しております。

琴南公民館の大ホールは470席と収容能力は大きいのですが、町の中心部から遠い場所に位置していることから、琴南地域の利用がほとんどで、使用は大変少なくなっております。

また、満濃農村環境改善センターの多目的ホールは、多目的ホールであることから、会合の都度、椅子を配置する必要があるため、時間と労力が必要になります。この施設においても、旧満濃地域での利用が大半となっております。まんのう町全体での講演会などは、まんのう町町民文化ホールを使用いたしております。

まんのう町町民文化ホールは、椅子の幅が少し広く、ゆったりと座れる389席の固定席と移動席58席で、最大447席の収容能力があることや、音響、照明設備が充実しております。また、駐車場の駐車台数も多いことから、この施設の使用が多くなっております。

京兼議員の町民文化ホールの新築要望についてでございますが、現在、町民文化ホールの使用状況は、ピアノ発表会など200名までの使用が多く、300名を超える講演会などの使用は年に数回程度となっております。また、管理費用は年間約700万円の経費がかかっており、新たに町民文化ホールを新築した場合には、新たな施設の管理費用が追加になり、財政上大変厳しいことから、現在ある施設の有効活用と適正な維持管理を行い、施設の延命を行ってまいりたいと考えております。

来客者が400名を大幅に超えるような催しを開催する場合には、まんのう町から近い場所にある綾歌総合文化会館アイレックスを使用したいと考えております。

また、満濃農村環境改善センターの老朽化による大規模改修につきましては、四条公民館を含め、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。

町長がおっしゃることはわかるのですが、今ごろ、中心的に仲南の文化ホールを使っていますが、皆様、とても交通便が不便なので、あっても、皆さん、行かないという人が多いので、町として農村環境改善センターでなくて、それは別のをして、もっとよその町外の人に誇れるような複合施設をつくってもらいたいと思っております。町外の人でも仲南だったらなかなか場所もわからずに、行こうかなと思っても、やっぱり行くのをやめる方は多いと思います。

それと羽間地区であれば、32号線沿いからも見えますし、まんのう町はすごいなという感じに皆さんが見てくれると思うんです。

丸亀市のアイレックスにしても、結構、人目につくところがあるので、丸亀市のアイレックスを利用するというのは丸亀市であって、まんのう町ではないと思うので、まんのう町に仲南ホールよりかもっと大きなホールが欲しいと思います。ホールだけするのではもったいないので、複合的な施設を一緒に備えつけとったら、皆さんも集まるし、親しみがある町民ホールになるのではないかと思っております。どうでしょうか、その考えは。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの再質問にお答えいたします。

確かにこの役場の近くといたしますが、羽間も含めてですが、近くに駐車場をゆっくり構えた大きなホールがあればいいなというふうには思います。それに、今、おっしゃるように、町としても福祉センター的なものもぜひ欲しいと思いますので、将来的にはホールも含めた総合会館的なものを考えていかなければいけないなというふうには思っております。

が、特例債もほぼ終わってまいりますし、今後の財政事情を考えますと、すぐにとはいきませんので、長期計画的な中で考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○京兼愛子議員 ありがとうございます。そしたら町長の意見を尊重いたしまして、長期的に実現できることを期待いたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○京兼愛子議員 2番目の質問をします。

町営コミュニティバスの運行についての質問をさせていただきます。

高齢者の方が切実な要望として町営コミュニティバス運行を希望している声をよく聞きます。宇多津町においても、来年度に向けた町地域公共交通会議を立ち上げて、来年度内、町営コミュニティバス運行の試験運行開始を目指しているという記事が8月7日の新聞に掲載されていました。

本町も町営コミュニティバスの運行を課題にする時期が到来していると町民との話し合いで痛感しました。

企画観光課が交通対策関係で高齢者向けにあいあいタクシー事業や福祉タクシー券助成事業を実施していますが、交通弱者は高齢者のみとすることを疑問に感じます。

令和元年7月31日現在、高齢者免許返納者は琴南で9名、仲南で10名、満濃で42名となっており、昨年同期62名より1名少なくなっております。

高齢者の事故が問題になり、免許返納を進めるなど、運転をやめさせるように促す機運が高まっていますが、運転をやめると閉じこもりになりがちになり、健康に悪いのではないかと思います。活動的な生活を送る支援が必要と思います。

町の取り組みとして、町民の方々や本町を訪れる方にも利用できる町営コミュニティバス運行に向けて検討することは必然的であり、誰もが住みやすいところであることを認識させなければなりません。今まで交通対策で取り組んでいたあいあいタクシー事業や福祉タクシー券助成事業の見直しを要望します。

そして、町営コミュニティバス運行の路線などを検討する前には、琴南、仲南、満濃の住民のニーズを把握し、交通面でも安心・安全なまちづくりの実現を強く願っております。町長の御答弁、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼愛子議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、高齢者等の移動手段確保のため、町営のコミュニティバスの運行について検討してはどうかということですが、町営の公共交通機関を検討するに当たりまして、まず考えなければならないこととして大きく三つの視点がございます。

一つ目は、どのような方が公共交通を必要としているのかです。都市部であれば、通勤

通学だけでなく、買い物やレジャーなどさまざまな目的で利用されており、また、利用する人の年齢層も若者から高齢者まで幅広い世代が利用しておりますが、都市部以外では基本的には自家用車が普及しており、各家庭に1台のみならず、1人1台所有している家庭も珍しくなく、公共交通を必要とする方は、主に若年層や高齢者、障害者などの自家用車を運転できない方が中心となります。そのような方が公共交通を利用するのは、通勤通学や日々の買い物、通院など、利用される方ごとにその利用する目的も頻度も限定的になることが予想されます。

そのため、都市部と比べ人口が少ないことはもちろんのこと、利用される方自体も、その方が利用する目的も限られたものになることから、事業の費用対効果は低くなる傾向にあり、また、コミュニティバスは運行ルートが決まっているため、乗りおりできる場所が限定され、自宅や目的地の場所によっては、高齢者や障害者の方の利用がそもそも難しいといったことがございます。

二つ目は、町営による公共交通サービスを行うことで民間交通事業者の営業の妨げとなる、いわゆる民業圧迫につながってしまうということです。

御存じのように、町内には路線バスを2路線運行しているバス会社と空港リムジンバスを運行するバス会社、各旧町を営業エリアとするタクシー会社がございますが、その中で町営のコミュニティバスを運行するとなれば、少なからず民間事業者の運行・営業エリア内を通ることになり、今までバスやタクシーを利用していた人がコミュニティバスを利用するようになれば、民間の顧客を町が奪ってしまうことになるため、運行ルートや運賃など各事業者の利害に配慮しつつ、理解を得ながら慎重に協議していく必要がございます。

三つ目は、公共サービスという観点から地域間の公平性を保ちながら広くカバーができるかということでございます。本町は面積が広く、山間部と比較的商店や病院等の多い平野部とが混在した地形をしております。利用者数や利用者の目的を考慮すれば、平野部への移動や平野部内での移動を主に運行ルートを設定することが使い勝手のよいものになることが考えられますが、その場合に、平野部から比較的距離のある方については便数が少なくなってしまうことや、自宅の場所によってはバス停まで距離があり、利用が困難であるなど、地域によって受けられる恩恵に差ができてしまうため、一定の公平性を求められる公共事業として問題がないか検討を十分に行う必要がございます。

これらのことから、10年ほど前に本町の公共交通を検討した際も、コミュニティバス方式ではなく、自宅から目的地の入り口までのドア to ドアで移動できるデマンドタクシーを採用した経緯がございます。

しかしながら、現在のデマンドタクシー方式だけでは住民の方々のニーズを全て受けとめ切れず、利用者からは増便や巡回バスの運行などの要望をいただいているのも事実で、今後、ますます免許返納者の増加や高齢化が加速し、今まで以上に交通弱者、移動難民と呼ばれる方がふえてくることは目に見えております。

町内の公共交通につきましても、今の形のままで将来的に住民の日常生活に支障を来

すことが予想されておりますので、まず民間の活力を利用することで、先に述べた、行政が公共交通サービスを実施することで、問題となる三つの事柄について解決していく方向で町内の交通機関の構築を模索していきたいと考えております。

現在、今まで県の準幹線系統の補助金をもらって運行しておりました路線バスの炭所線につきましては、その補助の期間が満了し、町単独補助の路線となり、運行の自由度が増したことで、事業者より日中の利用率がゼロに近い時間帯の車両を巡回バスに利用できないかとの提案をいただいております。

今後、他の事業者や国、県、有識者等の意見をいただきながら、実現に向けて検討をしていくことになっております。

また、現在、75歳以上の方が免許を更新する際に認知症の疑いがある場合、免許返納を勧められ返納した方や、場合によっては免許取り消しになった方の情報が市町村の福祉部門へ連携される制度が開始されていることもあり、公共交通の主管の企画観光課だけでなく、福祉保険課、総務課、社会福祉協議会など、各関係機関で横断的に今後の交通施策のあり方について協議が始まっておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。町民としてはコミュニティバス運行がすごく実現してほしいと願っている人がおります。午前中二遍ぐらい回って、午後が二遍とかいう、そういう時間帯でもとてもいいと思っている方がたくさんおりますので、コミュニティバスの運行の実現を願って、二つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 以上で、4番、京兼愛子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、川西米希子さん、質問を許可いたします。

○川西米希子議員 残暑もようやくやわらぎ、秋の訪れを感じます。昨日より9月定例会が始まりました。9月25日までの21日間です。きょうは一般質問の1日目、5人の予定で、私が4番目です。よろしくお願いたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

今回は、SDGs（持続可能な開発目標）の推進について質問をさせていただきます。

SDGsとは、全世界が目指す17の目標のことです。「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「安全な水とトイレを全世界に」、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」、「つくる責任 つかう責任」、「気候変動に具体的な対策を」、「海の豊かさを守ろう」、「陸の豊かさを守ろう」、「平和と公正をすべての人に」、「パートナーシップで目標を達成しよう」、以

上が17の目標です。

昨日、全協で議員に説明がありました地球温暖化防止に向けたCO₂排出削減を目指す取り組み、これからまんのう町が取り組もうとするものですが、カーボン・マネジメント強化事業は目標13「気候変動に具体的な対策を」に該当すると思います。

SDGsの17の目標には、水、衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産、消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題や地球環境と密接にかかわる課題が多く含まれています。私たちは物質的な豊かさを求めて成長と繁栄の道を歩んできましたが、地球環境への負荷は増大し、存続の危機に瀕し、今や世界は持続可能な社会に向けた大きな転換のときを迎えています。

2015年9月、国連で採択されたSDGsは、誰一人取り残さないとの理念を掲げ、持続可能な世界を次世代に受け継いでいくことを目指し、2016年から2030年までに達成する17のゴール目標と169のターゲットを示し、既に世界規模で取り組みが始まっています。

国においては、SDGs実施指針を策定し、地方自治体に対して各種計画、戦略等の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。本町においても、国と方向性を同じにして、住民の皆様の理解と協力のもと取り組んでいくことが重要であると思います。このようなことから質問をさせていただきます。

策定中の総合計画や各種事業において、SDGsを明確に掲げ取り組んでいくことが必要だと思います。町としてのお考えをお尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西米希子議員の質問にお答えいたします。

策定中の総合計画や各種事業において、SDGsを明確に掲げ取り組んでいくことが必要だと思います。町の考えをお尋ねしますという御質問でございます。

御説明のありましたとおり、SDGs（持続可能な開発目標）は、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で採択された国連目標で、世界中の貧困に終止符を打ち、全ての人々が平等で持続可能な世界を構築するための非常に幅の広い包括的な目標となっております。

ここには、持続可能で多様性と包摂性のある、誰一人取り残さない国際社会の実現のために、貧困や飢餓の根絶、差別や偏見の解消、生産と消費の見直しなどの国際目標を掲げており、国も内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部を立ち上げ、取り組みの指針となる「拡大版SDGsアクションプラン2019」を策定し、国内実施、国際協力の両面において強力に推進されておるところでございます。

さて、総合計画の策定や各種事業計画についてSDGsの理念を取り入れていく必要があるとの御意見ですが、政府が持続可能な開発目標実施指針でSDGsの理念を最大限反映させることを奨励している中、町では御存じのとおり第2次総合計画を策定しており、国内外の新たな社会的潮流であるSDGsで設定された指標を活用していく方向で審議し

ておりますが、国連や国が設定した目標や指標を本町のまちづくりの計画に取り入れることの必要性和妥当性について審議会でも賛否が分かれております。現時点では採用の可否は不透明なところであります。

しかし、現在、町が総合計画や総合戦略に基づき取り組んでおります環境保全や産業振興、持続可能なまちづくりや人権に配慮した社会をつくるための施策などは、SDGsの趣旨や目標と共通する部分が多くあると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

町長さんの今ほどの御答弁にもございましたけれども、これまでも既に総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、各種事業においてSDGsが目指す目標の要素は多く盛り込まれていると私も思います。しかしながら、SDGsを明確には示しておりません。

本年3月定例会の冒頭で町長さんが施政方針を表明されましたが、ここにもSDGsの目指す目標に多くの分野で一致しております。今後は総合計画、総合戦略、各事業などにおいて、SDGsの17の目標のうちどの目標に該当するのかマークや番号等で示し、明確にしていくことが必要だと思います。総合計画においては、今、審議会のほうで審議をしてくださっておりますので、これは除いて、ほかの各事業などにおいてマークや番号で示し、明確にしていくことについてのお考えをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、現在、つくろうとしております町の総合計画では、このシンボルマークを表示したいとは考えております。

なお、現行の各種事業につきまして、どういう機会を捉えてどういう方法でマークを表示して、このSDGsの持続可能なまちづくりについて啓発をしていくべきか、また検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。検討の前に前向きがついた御答弁であれば、なおよかったと思います。ぜひ前向きに御検討くださいますようお願いいたします。

もう一点、質問させていただきます。

私は、2017年、平成29年3月定例会の一般質問において、既にSDGsの取り組みについては質問をさせていただいております。子供の貧困対策と食品ロスについてです。

食品ロスに関しては、住民への啓発や会食の場での3010運動の取り組みを提案させていただきました。3010運動は、食への感謝やもったいない気持ちを持って、まんのう町のごみの減量化にもつなげていくという取り組みです。会食から出る食べ残しを削減するため、開始の30分と終了前の10分間は自席にて食事を楽しむ運動です。町長さん

より、そのとき、このように御答弁をいただきました。全ての町民の方に食品ロスの認知度を高めていきたい。食育においてもったいないの精神も伝承できるようにしたいと。そして、3010運動は早速取り組めると考えているとの御答弁どおり、職員、また議員の会食時には、現在に至るまで、緩やかに取り組みを続けてくださっているものと思っております。

食品ロスの問題はSDGsの12番目の目標に該当します。2番の飢餓、6番の水問題、8番の経済成長、13番の気候変動などの目標と密接にかかわっています。重要であり、身近な取り組みでもあり、取り組みやすく、わかりやすく、また、意識改革にもつながります。改めて持続可能な目標時間を設定し直し、引き続き、取り組んでいただきたいと提案をするものです。2010でいいのではないかと私は思います。時間にこだわるのではなく、あくまでも食品ロスへの意識が重要です。

SDGs目標12の取り組みにつながる3010運動について、お考えをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西米希子議員さんの再質問にお答えいたします。

前回の議会で3010運動を推奨いただきまして、徐々にではありますが、いろんな会合で、最初の20分程度は席について、最後の10分も席についてゆっくり食事を味わっていただいて、食品ロスをなくしていきたいということは言ってまいりましたが、今後もそういうことは広く続けていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。

SDGsのゴール、目標とする日本にも影響を及ぼす地球規模の課題は、満濃町の住民の皆様にとっても無関係ではありません。世界が結束してこうした課題の解決に向けて取り組んでいくことの意義を住民の皆様にも伝え、協力を求め、今しなければならぬ取り組みを前に進めていくことが町行政に求められていることだと思っております。まずはSDGsについて住民に周知、啓発していくことが必要ではないでしょうか。

お尋ねいたします。住民の皆様に対してSDGsの理解を深めるために周知、啓発していくお考えについてお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、住民に対してSDGsの理解を深めるために周知、啓発をしていく考えはあるかという御質問にお答えいたします。

御質問のように、この国の取り組みにつきましてはまだまだ認知度が低いと考えております。国は、全国の自治体がSDGs達成に向けた取り組みについて積極的に推進していくことが重要であるとしておりますし、政府資料では、不安定・不確実な国際社会において持続可能な未来をつくるためには変革が必要であり、SDGsは絡み合う課題を同時か

つ根本的に解決し、持続可能な未来を示す羅針盤であるとし、SDGsの推進は大きな成長と利益をもたらすチャンスであるとしております。

施策的には、町内の企業者を初め、住民の方の経済活動や社会活動全てに直接的または間接的につながってくることとなりますので、関係機関から住民向けに適した有用な情報が入りましたら、周知・啓発を行い、認知度を向上させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

SDGsについては全国的に取り組みが広がっています。国は昨年6月、自治体によるSDGs達成に向けた取り組みの先進的なモデルとなる29都市をSDGs未来都市として選定し、その中でも特に先導的な取り組み10事業を自治体SDGsモデル事業として選定しています。本年度もSDGs未来都市として31都市が選定され、自治体SDGsモデル事業として10事業が選ばれ、国が取り組みを支援しています。

また、現在、第3回ジャパンSDGsアワードの公募がされていますが、ジャパンSDGsアワードとは、SDGsの達成に向けてすぐれた取り組みを行う企業、団体等を表彰する制度で、平成29年度に創設され、ことしで3年目です。第1回目では、特別賞SDGsパートナーシップ賞を、持続可能な開発のための教育ESDに取り組んでいる東京江東区柳川小学校が、ESDとSDGsを融合させた画期的な教育に取り組んでいるとして受賞するなど、6企業・団体が表彰されています。

また、先日、テレビのニュースでも県内の信用金庫がSDGsの取り組みを進めているとの報道がありました。店頭回収ボックスを設置し、使われなくなった学生服などを集め、子供の貧困支援に役立てるという取り組みです。官民学がともに連携をしていくことが必要だと思います。

お尋ねいたします。住民や民間団体、教育関係、地元企業が行うSDGs啓発関連事業等に対し支援をするお考えをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、住民や民間団体、地元企業が行うSDGs啓発関連事業等に対し支援する考えについてお答えいたします。

SDGsの実施と目標の達成につきましては、住民を初め企業や教育関係者、自治体など、多様な組織との積極的な連携と協働が必要となります。

現在、国が策定しております「拡大版SDGsアクションプラン2019」の実施指針には、あらゆる分野で今後取り組んでいくべき活動内容が記載されていますが、これらの取り組みには国の補助を受けられるものもあるようでございます。

御質問にありますSDGsに取り組んでいく方の支援につきましては、今後、町としてどんなサポートができるのかを考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。中学校学習指導要領平成20年度告示社会編には、誰一人取り残さないとの理念のもと、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなどにかかわる17のゴール目標、169のターゲットからなる持続可能な開発目標SDGsを設定し、持続可能な開発のための取り組みを各国の国家試験を前提に進めている国際連合を初めとする国際機関の役割が大切になってきている現状を理解できるようにするとともに、国際社会において、国家や国際機関以外の組織が活動していることを理解するようにするとの記載があります。

お尋ねいたします。学校や教育委員会でSDGsについてどのような取り組みが行われているのかお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 国際社会の大変基本的な理想を目指した取り組みであろうかと思えます。基本的には、今、川西議員さんからお話があった点につきましては、私たち満濃町の学校教育にとりましても、イコールになっているところが大変多いわけでございます。その意味を十分理解をして、今、まんのう町の学校におきましては、貧困とか飢餓とか、あるいは世界にあります教育を受けられない子供がたくさんいるとか、そういったことにつきまして、総合的に勉強していきたいというふうに思っておるわけでございます。

それで、川西議員さんも御指摘のように、この内容につきましては、来年、再来年度、2021年度の新学習指導要領の改訂におきまして、中学校の社会科編でこれは明記されております。そういうことで、具体的には来年、再来年度ですので、今年度、来年度にかけて具体的なカリキュラム構成とか指導のあり方については十分検討してまいりたい、そういうふうに思っております。

どちらにしましても、御提案をいただきました中身については、これからの世界におきまして避けて通れない非常に理念の高いものだというふうに私たちも認識しております。積極的に学校現場に指導してまいりたい、そういうふうに思っておるわけでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。新学習指導要領につきましては、今は小学校、中学校とも移行期間であるということは承知しております。小学校は来年から、中学校においてはもう1年後になるということはお聞きしております。承知しております。ぜひSDGsについても取り組んでいただければと思います。

今回の質問の中で、午前中にも教育長さんがお答えになられましたまんのう町の教育振興基本計画についてでありますけれども、私もこの質問において、この計画の中にSDGsについては特色のある取り組みを行うのかどうかということをもう一点お聞きしようと考えてはおりましたけれども、全てにおいて今からしっかりと取り組んでくださるということで、この質問については、また次の機会ということにさせていただきたいと思えます。

御答弁ありがとうございました。

学校現場では既にE S Dの教育がなされているということは承知をしております。E S Dが目指す目標は持続可能な社会の担い手づくりですので、E S Dに取り組んでいただくことがS D G sの達成につながっていくということで理解をしております。S D G sの目標達成に当たり、教育が全てのS D G sの基礎であり、全てのS D G sが教育に期待しているとも言われております。S D G sを達成するためのE S D持続可能な社会の担い手づくりへの教育、E S DとS D G sを融合させたなお一層の子供たちへの教育をよろしくお願いいたします。

最後に、まんのう町においてE S Dを力強く推進していくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、6番、川西米希子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

9番、白川正樹君、質問を許可いたします。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。今回は人手不足が深刻な農業現場の支援についてでございます。

日本の農業は今や深刻な高齢化の問題を抱えております。1970年代から農業の高齢化が叫ばれていましたが、この時代から既に50年がたち、明らかに高齢というより老齢となってしまっていると思います。

農業の高齢化の原因として上げられるのは後継者不足です。70歳までの年代の人がいる農家では、全体の7割が農作業を全て70代前後の人が中心となって頑張っております。後継者がいないということもあり、手伝ってくれる人がいないことから、農作業中には事故もふえております。トラクターの転倒事故や、草刈り中、高齢のため足を滑らせて池に落ちて亡くなる事故が以前にも佐文でもありました。

それでは、ちょっとタブレットで私の一般質問のところを開いてもらいたいと思います。一般質問の令和元年の3回定例会の私のところ です。左側、表のほうです。

農林業施策の企画、立案、推進のための基礎資料となる統計を5年ごとに行う農林水産省の農業センサスの資料によると、農業就業人口は2000年の381万1,000人から、2017年では181万6,000人に多く減少しております。農業就業者の平均年齢は、2006年は61.1歳が2017年では66.7歳になっております。自営農業のみに従事または主に自営農業に従事するようになった人、農家を継いで新たに農業を始める人など、新規自営農業就業者は2008年には1万2,020人から2017年には1万90人になっております。

しかしながら、法人等で従業員として従事している人、個人経営の農家が法人化したり、一般の企業な農業へ参入したりと、農業経営対全体は減少する中、農業法人化は増加しています。それに伴い、雇用就農者の数は2008年に6,980人から2017年には7,960人に増加しております。

また、新規就農者のうち独自に土地、資金等を調達し、責任者として新たに農業経営を開始した人、農業で起業する新規参加者は、2008年の860人から、2017年では2,710人になっております。

農産物の生産を行う法人組織経営体は、2000年に5,272経営体から、2017年には2万1,800経営体や、一般法人の農業参加は2010年に761法人から、2017年には3,032法人と、いずれも増加しております。

まとめとして、農業センサスの資料によると、農業就業人口は減少し、平均年齢は上がってきています。このため、農業の危機を救おうと、法人として農業組織を立ち上げて農業就業人口の増加を図っているのだらうと、今、思っております。

法人組織に属さない個人の農家の人たちは大変苦勞しております。例えば、私はことし、稲の予防にドローンの会社にしてもらいました。また、それは一般質問のところの写真にも載せておりますので、また見てください。

また、畦畔ののり面が長い箇所は草刈りが大変なんです。雑草が生えないように防草シート等で、または短い草で草刈りをしなくてもいいようにならないかと、農家の高齢者の人は考えているのだらうと思います。

それでは、質問をいたします。

防草シートや短い草の品種を施工するのに補助金制度を設けてはどうかと思いますけれども、この点、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員の、人手不足が深刻な農業現場の支援についての御質問にお答えいたします。

農地の管理につきましては、農家世帯の少子高齢化に伴い、大変御苦勞されておることは承知いたしております。特にのり面の除草は大変な重労働であり、営農効率を高める上で支障になっていることも喫緊の課題となっております。とりわけ、中山間地域の農家負担は年々増加しており、遊休農地の発生防止の支障となっていることは御承知のとおりでございます。

農家世帯の少子高齢化を直ちに食いとめることは非常に難しいものがあり、農地の所有世帯のみで適正に農地を管理するには限界があると考えられます。

また、多くの農地を借り受けて営農されております認定農業者の耕作農地の管理方法も今後の大きな課題となっております。

今後とも、認定農業者などの育成や集落営農法人の立ち上げを積極的に推進し、農地の集積及び集約を進めていき、農地中間管理事業を通じた補助事業を活用することが必要であると考えております。

加えて、現在、50地区で中山間直接支払制度の集落協定を締結しており、協定による農地管理の体制を強化する必要もでございます。

一方、農業の担い手が借り受けて耕作する農地につきましては、防草シートの設置に対

する補助など、非常に有利な条件で活用することができる事業がありますので、各種農業団体との連携を密にして農地管理の適正化を進めていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございました。例えば四条とか高篠の人はわからないと思いますけれども、のり面が長いんですね。上から草刈って、下から刈っても、まだ真ん中が残るとか、多分、そういうのは四条とか高篠の人は経験ないと思うんですけれども、そういう場合、さっきも話したように、お年寄りになっていくと大変なんです。本当に組織で防草シートの補助があるというんですけれども、例えば個人のほうが多分農家は多いと思うんです。個人のおじいさん、おばあさんの人が長いのり面をするのに、個人的に防草シートを買う場合には補助金は出ないんですか、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 白川正樹議員さんの質問にお答えいたします。

今、農林課のほう、個人的な防草シートの購入に対しての補助金は実施しておりません。以上、お答えとさせていただきます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 あんまりあっさり言われたら、次の質問がづらい。例えばのり面が長いさん、全部でのうて、半分とかそういうのも出んですか。のり面の半分とか、何か条件とかいろんなものがあると思うんですが、個人の田んぼののり面というのは、防草シートとか、草が生えんでもええような、短い草やったら草刈らんでええんで、そういう場合の補助金とかそういうのはないんですかね。

○田岡秀俊議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 白川議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたように、今のところ、農地中間管理事業の重点実施区域内で、担い手のほうの農地集積を行った農地に関して、お話があれば、そういった県を通じて防草シートの施工について補助とかの制度はあるんですけども、今のところ、個人単体についての防草シートの補助はありません。これは、今後、農林課としても、草刈りに関しては、関係機関を通じていろいろ検討を重ねていかなければいけないというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 個人では出ないということなんですけど、例えば組織的に2軒とか3軒とか、そういう何か条件みたいなものがあるんですか。中山間の組織でなくて、二、三軒が申請したら出るとか、そういう制度はありますか。

○田岡秀俊議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 白川正樹議員さんの質問にお答えいたします。

今のところ、私のほうで把握しているのは、担い手への農地の集積を図った農地という

ことで把握しております。これはまた確認いたしまして、調査いたしまして、またそのほうを周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 調べてくれるということで、それは返事待ちになるんだろうと思いますけれども、実際、今から例えば5年たてば、今、個人で田んぼを管理している人は本当に大変なことになるだろうと思いますし、私も5年たったら、草刈りえらいなと自分でも思っておりますので、その点、長い草が生えないような、短い草、例えばグダマとかそういうのを施工するのに、例えばその分の補助金とかそういうのはないんですか。草刈りでのうて、短い草でしまいになるようなのりになったら、草刈らんでええということなんで、そういうのは補助は出んですかね。

○田岡秀俊議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 白川正樹議員さんの質問にお答えいたします。

白川正樹議員さんの質問のほうの内容というのは、恐らくカバープランツ、地面を覆うように広がる背丈の低い広い植物で地面を覆い隠す、つる的な植物で長い植物の雑草のほうを生えるのを防ぐという制度やと思います。これも先ほどと同じで、防草シートの施工のほうの事業の折、中間管理事業のほうで担い手の集積のほうを行っている農地に関して、そういったカバープランツ等の施工とかいうのは事業ではあります。これも、今後、ちょっと調査のほうを行いたいと思っておりますので、同時に、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 調査をして、また返事をくれるということなんで、どっちにしろ、短い草とか、草が生えないようにするというようなことを、今、高齢化になっている農家の人は切実な問題だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、9番、白川正樹君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月9日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月6日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員